

JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F TEL 03-6852-2030 FAX 03-6852-2031 一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟 出 張 旅費 規 程

1. 旅費の支給区分

一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟では、大会役員派遣・理事会・社員総会・各種委員会 等 連盟用務によって出張するときは旅費を支給する。大会等で個別の精算方法が必要な時にはこ の限りではない。旅費は交通費(航空運賃含む)、宿泊費、日当に分ける。

2. 出張の区分

出張は次の2つに分ける。

- (1) 宿泊出張 原則として宿泊を必要とする出張をいう。(宿泊については、原則として時間、場 所を考慮し、事務局から案内を出した時のみとする。)
- (2) 日帰出張 原則として1日のうちに出発し帰着できる出張をいう。

3. 利用交通機関

利用する交通機関は原則として鉄道およびバス、船舶とする。

航空機(4.参照)、タクシーについては必要と認められた場合のみ利用することができる。

特例として、公共交通機関の利用が困難な場合は、車両の使用を認める

(但し、事故等の責任は自己責任となる)。

4. 航空機の利用範囲

原則として次のブロック間の移動の時認める。(時間的制約がある場合を除く。)

	関東	東海	近 畿	北海道	東北	北陸	中国	四 国	九州
関東		×	×	\circ	\triangle	0	0	\circ	\circ
東 海	×		×	0	0	×	\triangle	0	\circ
近 畿	×	×		\circ	\circ	×	×	\triangle	\circ
北海道	0	0	0		\triangle	0	0	\circ	\circ
東北	\triangle	0	0	\triangle		\triangle	0	\circ	\circ
北陸	0	×	×	\circ	\triangle		\triangle	\circ	\circ
中 国	0	\triangle	×	\circ	\circ	\triangle		\triangle	\triangle
四 国	0	0	\triangle	0	0	0	\triangle		\triangle
九州	0	0	0	0	0	0	Δ	Δ	

〇:可 ×:否 △:発地・着地の都市により、事務局が判断する。

5. 交通費

すべて普通車料金(特急料含む)実費とする。

車両使用での精算方法は、37円/kmとする

(ガソリン代は支給しないが、道路通行料金・駐車料金は領収書を添付のことまた移動経路及び 移動距離が分る資料も添付すること)。

6. 日当宿泊費

- 日 当 別表(1)による。
- 宿泊費 12,000円を上限として、宿泊に要した実費を支給(領収書必須)。

[細目取扱]

- (1) 宿泊に要した実費の範囲は、素泊り宿泊費、サービス料、税とする。
- (2) 実際に要した宿泊費が限度額を超え、これがやむを得ないと認められる場合にはその実費を 支給する。



JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION

- (3) やむを得ないと認められる以外で宿泊限度額を超えた宿泊施設に宿泊する場合は、宿泊限度額を宿泊費として支給する。
- (4) 宿泊費に食事代が含まれている場合には、相当する日当は不支給とする。
- (5) 次に記述する場合は、相当する日当は不支給とする。
 - ① 会議日当の支給は、会議開催日のみとする(移動日不支給)
 - ② 関係者から食事提供を受けた場合
 - ③ 交際費扱いで食事をした場合
 - ④ 大会役員として出張し、現物にて食事提供があった場合

別表(1) 日 当

種 類	金額	支 給 要 件
ブロック会議日当	3 , 000円	ブロック内会議に出席した日の日当
全国会議日当	4 , 000円	全国会議に出席した日の日当

7. 精算

出張旅費精算請求書(別紙)によが、領収書等利用状況が判る資料も添付すること。 (特急券の控え、航空券は乗車便が判る控え)

8. 附則

この規程は、平成29年4月8日から施行する。

改定 2018年(平成30年)4月14日・・車両使用での精算方法

2019年4月13日・・ 宿泊限度額、日当種類の変更

2020年12月14日・・車両使用での精算方法